

農林抄

「農業競争力強化支援法」は、農業界に「競争力強化」という考えを浸透させようとする至極まっとうな法律と思う。法律にたどり着く前の様々な議論から読み解けば、競争力強化の課題は、

農業者が一円でも安く資材を仕入れ、一円でも高く農産物を売ることであり、つまるところ、農業産出額や農業者の所得を向上させることにある。それは、本来なら農業者自らが生産性の向上や付加価値の増大に取り組まなければならない課題だが、この法律では、関連業界の効率化も必要だとしている。たしかに関連業界が効率化であれば、一人農業だけが非効率なままでも存立できるはずもなく、農業所得の向上には、業界全体の事業再編が必須だと考える法律の趣旨はわかりやすい。

農業競争力強化支援法の論評(1)

考えているのか、この法律の実効性をどのように担保しようとしているのか、この

他方で、私は、この法律によって業界再編や構造改革がどの程度進むのか不安視もしている。事業再編とは、合併、分割、事業譲渡等であり、新規参入も重要な手法として考えられている。

コメ卸などからは、合併など、事業再編の話も聞こえてはくるが、法律のせいと言うよりも、必要性から行われていることで、逆に「政府の支えもなくやってきたコメ卸業者が何で国のターゲットにならなければならないのか」とか、「卸事業や零細事業者を政府は排除しようとしているのか」と言った疑心暗鬼が大きく聞こえてくる。新規参入にしても、主に農薬や種苗業が考えられているのだから、海外のグローバル企業に我が国の種子や農薬が支配されてしまう懸念はないのかといっ

た食料安全保障の観点からの懸念も聞こえてくる。なによりも、「政府はどんな荒技で業界再編を進めようとしているのか」といった自由な資本主義社会での再編手法への懸念が大きいように思われる。

私が不安視している点は以下の二つである。

第一は、農水省主導への懸念である。もともと自由な資本主義社会では、省庁主導型の業界再編は非効率な上に、近年ますます困難になりつつある。ましてや農水省は構造改革や業界再編を苦手としてきた官庁である。中小企業基盤整備機構や、農林金融機関を使うとはいうものの、実際の事業再編をどのように組み立てていこうとしているのか、又進捗がない場合の措置はどのようなものか、考えているのか、この法律の実効性をどのように担保しようとしているのか、この

第二は、全農改革との関連である。農業関連業界は、真ん中に農協・全農という大独占が座っている。この真ん中の再編がなされてはじめて他の事業者が雪崩を打って改革する構造にある。法律では第5条で農協、全農の事業再編が語られているものの、「全農だけは自主性での改革にしろ」と念押しをする国会議員もいて、どうにも気合いが入っていない。昨年11月以来、農協・全農改革は自主改革ということになっているが、おそらく全農を含め、全ての関連業界が「自主改革」と言うことにならざるを得ないのだろう。その全農改革、どうスピード感をもってすすめるか、この法律に期待したいところだが。

農林抄

農業競争力強化支援法には期待するところが大きい。実効性には懸念があると、前回述べた。

法律が前提としている業界事情とはおよそ次の様なものである。零細な業者が多く、それぞれが自由に価格づけし、かつ手数料を取り合うなどの非効率が存在している。そうした中において農業者は「資材費の高さ」と「農産物価格の安さ」に直面している。「農家が一円でも安く資材購入し、一円でも高く農産物を売る」には、非効率を是正する業界再編を必要とする。この法律、基本的には農業者保護の発想にたっている。

こうした状況認識は、多くの農業経済学者が信じており、あながち間違いないといえる。が、解決にあたっては

「農業協同組合理論」が有効とされてきた。弱い立場にある農業者が協同して、農産物流通業界や資材業界への対抗力を持つのが正しいとする思想である。具体的には、米価に見られるように、政治的あるいは行政的介入によって農産物価格を維持し、他方で資材の共同購入等でバイニングパワーを発揮するやりかたをとってきた。

結果は、農協独占で資材費価格は高止まり、農産物価格維持で農業は衰退し、農業者のためにならないだけでなく、コメなどでは、実需者・消費者との軋轢を生み需要減退に拍車をかけている。つまり「協同組合理論」では何も解決しなかったのである。そこで農協改革や全農改革が言われ、

「協同」に代わる競争力強化法が必要とされた。

法律では、「競争」がいわれている。「協同」ではなく「競争」によって業界や農家が抱える問題を解決しようとしているのは私も賛成だが、この法律、言葉は悪いが、業界をたたけば、農家の取り分が多くなるといった筋立てでできている。この点は「農業協同組合理論」の業界認識とさほど変わるものではない。これでは業界が悪者にされ萎縮するだけで農業界全体の競争力強化に結びつくのは難しいのではないかと思ってしまう。

というのも、「競争による業界再編」によって何がおきるかである。業界の萎縮はもとより、最終的には寡占的、独占的な業界をイメージしてはいないか。それに最も近い理想型は全農を中心とした独占であろう。他の業者が「競争によって業界再編」をしている間に、全農は一人事業を拡大し肥大化することが出来る。出来るかどうかは全農次第だが可能性はある。肥大化の先に独禁法違反による全農解体があるのか、あるいは大きくなりすぎて解体できないとなるのか、将来はわからないが、どちらにせよ、そうなるまでは悠然と拡大し続けることは可能となる。つまりこの法律は、全農の一人勝ちを助長することになりはしないか。

私は、事業者の業界内部での再編ではなく、それぞれの業界が本来持っている機能を強化させつつ異なった業界への影響力を強化することが農業競争力の強化につながると考えている。この辺は次号で述べることにしよう。

農業競争力強化支援法の論評(2)

した独占であろう。他の業者が「競争によって業界再編」をしている間に、全農は一人事業を拡大し肥大化することが出来る。出来るかどうかは全農次第だが可能性はある。肥大化の先に独禁法違反による全農解体があるのか、あるいは大きくなりすぎて解体できないとなるのか、将来はわからないが、どちらにせよ、そうなるまでは悠然と拡大し続けることは可能となる。つまりこの法律は、全農の一人勝ちを助長することになりはしないか。

私は、事業者の業界内部での再編ではなく、それぞれの業界が本来持っている機能を強化させつつ異なった業界への影響力を強化することが農業競争力の強化につながると考えている。この辺は次号で述べることにしよう。

(つづく)

農林抄

農業競争力強化支援法には期待するところが大きい、実効性には懸念がある。

法律の目的は、非効率を抱えている農業関連業界の再編にある。ただ、法律が音頭をとって零細事業者の淘汰や事業統合、合併を進めようとしても、できるかなれば、困難を伴うとしたのは初回に述べたとおりである。その理由の一つに省庁主導をあげたが、再編を成功裏に進めるには、これまでとは異なった誰でもわかる経済論理やリーダーシップが必要となる。農政にはそれが決定的に不足している。

あと10年で農家数も農業就業人口もおそらく半減する。20年後には、十分の一以下になる。実際の農業経済の論理は

今までのような「稲作偏重」とは全く異なったものとならざるをえないだろう。私は、マーケットインを入り口とし、それぞれの業界関係者が

必要に応じて連携する「フードチェーン農業」が支配的になると主張している(拙著「21世紀政策研究所編」2025年日本の農業ビジネス」講談社新書2017参照)。

それは例えば、農産物の価格やロット、品質等を約束する契約栽培を考えてもらえば良い。その契約栽培、マーケットや実需者に近い卸などが仲介していることがよくある。さらに卸は新品種や新技術を資材関係業者等と相談しながら生産効率を高めたりもしている。こうした機能を私は「チェーンマネージメント」と呼んでいる。たまたま卸をあげたが、他にも資材メーカーや資材商が「マ

ネージャー」になっていることもあるし、農業経営者自身がなっていることもある。

特徴は、それぞれの事業者がそれぞれの業界を超えて相互に連携し、個別業界の利益よりもチェーン全体の利益や合理性を求めて行動する点にある。それはある種のイノベーションである。我が国では、流通改革などさらなる規制改革が必要ではあるが、こうした農業が将来の中心とならざるをえないと私は思っている。

となると、業界は「フードチェーン農業」を作れる事業者とそうでない事業者に分かれていく。業界再編の基準が、零細か否かでなく、フードチェーンを作れるか否か、イノベーションかそうでないかといった経済論理にリードされることになる。こうしたことこそ

農業競争力強化支援法の論評(3)

が「競争力強化支援法」の本来の趣旨だと私は

思っている。

つまり、「競争力強化支援法」による業界再編の考え方は、決して卸はいらぬとか、肥料商はいらぬと言っているのではなく、自らの機能を最大限発揮して農業の競争力を強化すべきと言っているであって、法律は、本来の機能を十分に発揮する事業者へ前向きに支援する(?)と言っているのである。

業界は、その本来の機能に早く気づくことである。農業の競争力強化は、農家のためでもなく、業界のためでもなく、日本の将来のために必要なものだ。農業関連事業者はそうした大義の中で、農業の成長産業化に向け、自らの役割をしっかりと果たして欲しいと思う。(おわり)